

第128回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：令和5年6月15日(木)15:00～15:50

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 1003会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋 (Web)

南 砂

厚生労働省 健康局健康課長 佐々木 孝治

事務局(総務省) 行政評価局長 清水 正博

大臣官房審議官 砂山 裕

行政相談管理官 柏尾 倫哉

企画官 船橋 昌広

4 議 題

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応
について (第127回付議案件)

5 議事概要

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応について（第127回付議案件）

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の意見等は以下のとおり。

（厚生労働省）

本制度は調理の業務に従事する者の資質の向上により、国民の食生活の向上に資することを目的として創設されている。調理師の資質の担保のため、2年以上の飲食店等における調理業務の従事を調理師試験の受験に必要な要件としており、今回この点をどのように証明するのかということが争点となっている。こうした法律に基づく立場からすると、2年以上の調理業務の従事を確認し、証明することを施設長に求めることが肝要であり、今回提案いただいている第三者証明はこの資質を十分に担保できないのではないかと考えている。本件は簡単に運用で変えられるものではなく、制度の根幹に関わることであり、受け入れられない。

また、今回の提案の根拠となった行政相談の主張の正当性があやふやだと考えている。相談者の主張は分かるが、相談者が具体的にどのような業務に従事していたのか等が分からない。そのほか、資料4ページの事務局が調べたとする3県の事案も詳細が分からず、どこが類似しているのか疑問。仮に今後柔軟な運用ができないか検討するにしても、根拠となる事案がどういったものか把握しておく必要がある。

いずれにせよ、厚生労働省としては、第三者証明制度を取り入れることによるモラルハザードを懸念している。なお、令和3年度の調理師免許の交付数は約28,000件、うち、今回のように2年間以上の調理業務に従事した者は15,000件、養成施設を出た者は13,000件で、制度全体への影響を鑑みて慎重に検討がなされるべき事案と考えている。

（梶田委員）

厚生労働省として本件のような事例がどれくらいあるのか、把握していることはあるか。

（厚生労働省）

都道府県を通じて国に寄せられている相談はあるが、年に1件あるかないか。その場合であっても、施設長の証明を前提に、都道府県に対して間を取り持って対応するよう回答している。

(小野委員)

資料 3 ページの前の意見に対する厚生労働省の回答で「調理業務従事者証明書が施設長と受験者の合意のもとで証明されるものである」とされているが、「合意」では、感情が入る余地があるのではないかとということが気になる。淡々と資格を満たしていれば、受験生の申出を認めることが大前提ではないか。

(厚生労働省)

ここで説明したかったのは、ルールに基づいて、調理従事の証明を施設長がすることの妥当性が高いということ。施設長と従事者の関係がこじれたときにどうするのかということだが、運用の中で対応できる部分があると思うので、そういった面で改めて都道府県に周知をお願いするなどは考え得る。ただ、2年以上調理業務に従事しているということについて施設長からの証明を受けることは重要であり、制度の根幹であると考えている。

(榊原委員)

施設長からの証明が大原則であることはよく分かるが、それを得られない事態は、資料 6 ページの事務連絡で挙げられている従事者と施設長が同一人物等の場合や廃業等で施設長がいない場合に限られず、今回の事例のように関係がこじれている場合などいろいろあると思う。慎重に判断しないといけないが、施設長の証明に代わる、2年以上従事していたことを証明できる信用性のある代替資料が十分に整っているならば、第三者証明も認めるのが筋ではないか。救済されるべき人が救済されるように考えることが行政の立場であると思う。事務連絡であり、法改正は必要ないので、もう少し門戸を広げる方向で考え、かつ、弊害が生じない形での対応をとっていただきたい。特にこれまで実際に認めているケースを調べ、合理性があるならば、そうした事例があることを周知して少しずつ門戸を広げていくことは可能ではないか。

(厚生労働省)

ご指摘を踏まえ、今後の運用を検討したい。ただ、繰り返しとなるが、それによりモラルハザードを来して制度全体が毀損されてはいけないので、示し方も含めて慎重に考えたい。原理原則を大事にしながら、本当に救われるべき方が救われるような運用を検討したい。

(梶田委員)

「合意」という言葉では、同じ 2 年以上の調理業務の従事経験があるにもかかわらず

らず、施設長の意向次第で証明書を出しても出さなくても良いという結果にならないか。施設長が受験資格を与えるに当たって、一定の役割を果たしてくれることを前提としているにもかかわらず、合意できなければ、拒むことができるというのは、試験の仕組みとしていかがなものか。

(厚生労働省)

「合意」という言葉をみだりに使わないように気を付ける。その一方で、本件のような事例が本当に多いか否かという、年1件あるかないか、もちろん潜在的にあるなしということはあるかもしれないが、施設長が恣意的に運用しているとは思いたくない。制度にのっとって適切に運用することを大前提に、改めて自治体を通じて周知を図りたい。

(齋藤委員)

現在でも例外措置として、第三者証明を認めているのであれば、数はあまりないにしても、施設長の側に問題があって証明を得られないという場合も救済される必要がある。原則が崩れては困るということで、救済すべき対象が狭くなっているのではないか。資料2ページで、客観的に明らかである場合ということで、事務連絡に限定して、なおかつ、証明度もかなり要求しているが、それに並ぶ形での配慮が必要ではないかと考えるので、よろしくお願ひしたい。

(厚生労働省)

第三者の証明が認められるのは施設長がいない、自分が施設長という極めて例外的なものとして捉えていただきたい。そうした中で、施設長に問題があっても、例えば、自治体や関係団体のあっせんという形で相談対応をしているところもあるので、そういった形で救済されるべき方が救済されるような運用を考えたい。

(齋藤委員)

証明を拒否している施設長に対してのあっせん、働きかけを厚生労働省や都道府県で行っているということか。

(厚生労働省)

これまでに自治体から報告のあった相談で、施設長が証明を拒否しているというケースでは、自治体に対して、施設長と当人との間で立って仲介を行っていただき、証明をお願いしている。これは一つの例だが、そういった形で施設長に問題がある場合でも救済する道筋はあるかと思う。

(齋藤委員)

その点は評価すべきことであり、今後も続けていただきたいが、資料 6 ページの事務連絡の「証明できる者がいない場合は、改めて、調理の業務に従事する必要があるため留意すること。」という文言では、施設長の証明を得られない場合は、改めて業務をするか調理師学校に行くようにというニュアンスで、施設長を改めさせるというような方向性には読めないの、施設長からの証明が得られない場合には、施設長への働きかけ等の別の道があることをアピールする必要があるのではないかと。正当な理由があるにもかかわらず証明が得られない人への救済の道を開く必要があるのではないかと。

(厚生労働省)

今後の運用のあり方について、いただいた意見をもとに検討していきたい。

(江利川座長)

本件の元の相談は施設長が理不尽だと思われる。それをどのように救済できるかということだが、事務連絡で示された 3 つの要件だけでは狭く、救済の手段についてももう少し工夫できないのかと思う。事務局から自治体に話を聞いた中には、客が証明したという話もあり、合理的な仕組みがないと行き過ぎた手段に頼らざるを得なくなってしまう。なんとか救済するための合理的な道筋を作っていただきたい。今回のようなケースが仮に一人であっても救われないのは良くないと思うため、少し丁寧に検討いただきたい。

(事務局)

厚生労働省から行政相談の正当性に疑問があるとの発言があったが、行政相談は国民の方からの苦情をまず正しいものとして受け付ける。事実誤認であるとか、反例、反証がある場合はその誤解を解くが、初めから相談が嘘ではないか、正当性がないのではないかと受け取ることはしていない。今回の相談の場合、施設長が万能であるような制度になっており、このような相談は十分にあり得ると考える。また、本件は同様の行政相談や都道府県等からの情報提供もあるので、相談者が嘘を言っているというような話は受け入れられない。

(江利川座長)

おそらくそのあたりは制度をよく理解していないからだと思うが、行政苦情救済というと、文句を述べている人を救済しているように見えてしまい、我々も良くないと思っている。中央省庁の文章による制度の説明は分かりにくいところがある。行政側としては意を尽くし、正義を尽くしてやっているとしても、受け取る側は千

差万別なため、よく分からないということはある。視点をよく分からない人の方に置いて分かるようにしないと駄目なのかなと思う。制度から条文を読むとこう運用することが当たり前と見えても、運営する高い目線ではなく、制度の適用を受ける側の目線からものを考えてほしい。本件はこちらで少し考え方を整理して、改めて相談するし、厚生労働省も今日の意見を踏まえて、今回のように、資格を取得すると退職されるので証明を拒否するというのは、想定した制度の流れとも違うと思うので、制度の趣旨がうまく生きるように検討いただきたい。

(小野委員)

先ほどの行政相談委員制度及び法への疑義を、真意が分からないのでよく聞かせてほしい。

(江利川座長)

「苦情救済」という言葉が悪いと思う。「苦情」ではなく、問題とか疑問とか、改善すべき点とか、行政を受ける側がこのような問題があると教えてくれているというのがこの制度だから、国民は苦情を言いに来ているわけではない。

(梶田委員)

国民が困っていることの中には、行政に問題のある部分もあれば、国民が理解していないということもあると思う。行政相談の中には、検討する必要があるものやないもの、検討した上でも結論が出ないもの、難しいものもあると思うが、とにかく国民が問題だと思ったものを広く拾っていくということだと思う。

(厚生労働省)

行政相談の仕組みそのものを否定しているわけではない。今回の相談は、相談者の主張の正当性への疑義があるということ。制度の根幹に関わるところを検討するに当たり、相談の詳細がどうなのか、具体的な内容を把握したかったという趣旨であり、行政相談の制度自体を否定しているわけではない。

(高橋委員)

厚生労働省の説明は、第三者証明の制度があるのに、それがモラルハザードになっているように聞こえるが、その点を説明いただきたい。

(厚生労働省)

第三者証明ができる場合の例外事由として取り上げたものことだと思うが、自

分又は身内から 2 年間調理業務に従事していたと言われても、証明にならないと考えており、そういった場合や証明を行う施設長がいないといった場合については、第三者証明を例外的に認めているということ。

説明の途中でモラルハザードと申し上げたのは、もし、第三者証明ありきの制度にしてしまうと、2 年以上従事したか分からないのに、第三者証明の仕組みを使って申請される可能性があり、法の趣旨が損なわれる懸念があるという観点でモラルハザードと表現した。

(高橋委員)

能力証明をできる制度にすればモラルハザードにはならないのではないかと。

(厚生労働省)

それは法律の見直し等制度を大きく変えることになるため慎重に検討されるべきだと考える。現時点では、形式要件かもしれないが、飲食店等での 2 年以上の業務従事を求めており、それを証明する最も妥当性のある形ということで、施設長の証明を求めているため、そこは原理原則として守った上で、今回の相談あるいは委員からのご指摘も踏まえ、救済されるべき方が一人であっても救済されるような運用のあり方を検討していきたい。

(江利川座長)

本日の議論を整理して、後日この委員会に諮りたい。事務局にも話を聞いていただいて、今日の結果を踏まえた整理について、私も事務局と進め方を考えるのでよろしく願います。

以 上